

地域未来投資促進法
地域経済牽引事業計画
申請の手引き

神奈川県

令和7年4月

目 次

1	地域未来投資促進法について・・・・・・・・・・・・・・・・	1 ページ
2	神奈川県基本計画（第2期）について・・・・・・・・・・	2 ページ
3	地域経済牽引事業計画の作成・申請について・・・・・・・・	4 ページ
●	各種支援措置を受けるまでの流れ・・・・・・・・・・	4 ページ
●	提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 ページ
●	記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 ページ
4	支援措置の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18 ページ
●	課税の特例措置（地域未来投資促進税制）・・・・・・・・	19 ページ
●	補助金審査上の優遇措置等・・・・・・・・・・・・・・・・	21 ページ
●	日本政策金融公庫による融資制度・・・・・・・・・・	22 ページ
5	神奈川県及び市町村の担当課一覧・・・・・・・・・・	23 ページ

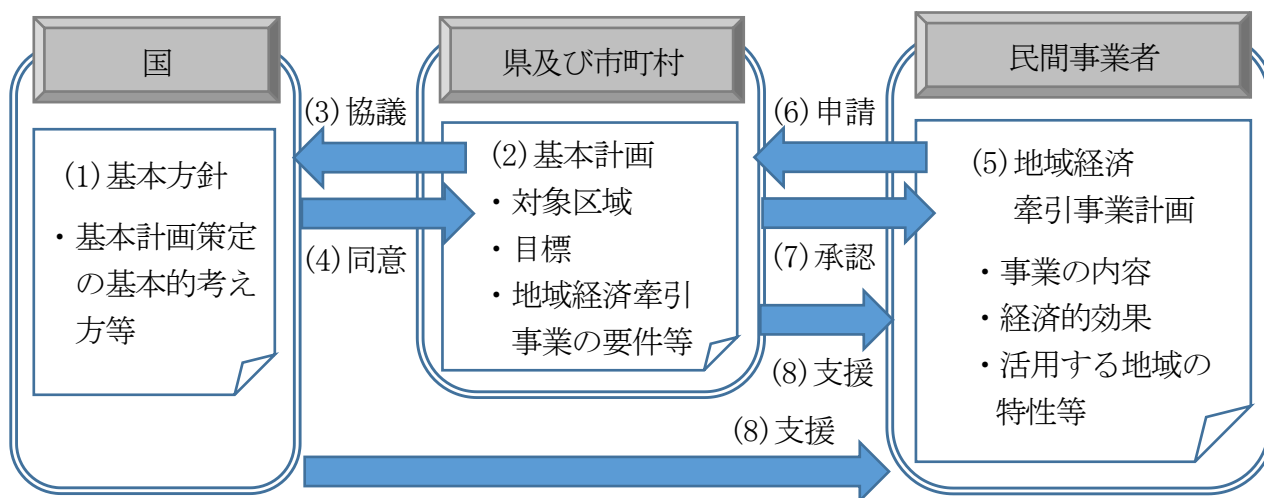
1 地域未来投資促進法について

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下、「地域未来投資促進法」という。）は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす事業（地域経済牽引事業）を実施する民間事業者を支援するものです。

神奈川県及び市町村が策定し、国の同意を得た基本計画に基づき、事業者が地域経済牽引事業計画を作成し、神奈川県知事の承認を受けると、設備投資に対する減税措置などの支援措置を受けることが可能となります。

<制度の流れ>

- (1) 国が基本方針を策定
- (2) 県と市町村が共同して、基本計画を策定
- (3) 国が基本計画に同意
- (4) 民間事業者が地域における経済活動を牽引する事業の計画（地域経済牽引事業計画）を作成
- (5) 県が地域経済牽引事業計画を承認（官民連携型の場合、国が承認）
- (6) 民間事業者が国の各種支援策等を活用し、承認された事業計画を実施



地域未来投資促進法の制度については、経済産業省のホームページをご覧ください。
(https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html)

2 神奈川県基本計画（第2期）について

神奈川県では、ものづくり産業の集積や大学・研究機関等が持つ高度な技術、多様な観光資源や特産物といった地域の特性を生かし、成長ものづくりから観光、脱炭素関連産業まで幅広い産業分野において地域経済牽引事業を創出することにより、地域経済の活性化を目指します。

<促進区域>

神奈川県全域

<計画期間>

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

<経済的効果の目標>

1件あたり6,900万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を27件創出し、促進区域で18億6,300万円の付加価値を創出することを目指します。

<地域経済牽引事業の承認要件>

以下の（1）～（3）を満たす必要があります。

（1）地域の特性の活用

以下のいずれかの分野に該当すること。

- ①京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区を中心とした医薬品、医療機器、再生医療等製品関連産業の集積を活用したライフサイエンス分野
- ②県西地域を中心とした健康関連産業の集積を活用した未病分野
- ③さがみロボット産業特区を中心としたロボット関連産業の集積を活用したロボット分野
- ④（国研）新エネルギー・産業技術総合開発機構をはじめとした研究機関・大学・企業等が持つ環境・エネルギー関連技術を活用した脱炭素関連産業分野
- ⑤横浜、箱根、鎌倉、江の島などの県内各地域にある自然景観、温泉、都市観光、グルメ、歴史などの豊富な観光資源を活用した観光分野
- ⑥（国研）情報通信研究機構をはじめとした研究機関・大学・企業等が持つIoT、AI関連技術を活用したデジタル関連分野
- ⑦自動車、航空機部品、IT／エレクトロニクス等関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ⑧（地独）神奈川県立産業技術総合研究所をはじめとした研究機関・大学・企業等が持つ新素材等の技術を活用した成長ものづくり分野
- ⑨三崎のマグロをはじめとした地域食材などの特産物を活用した食品関連産業分野

(2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 6,900 万円を上回る計画であること。

※付加価値額＝売上高－費用総額＋給与総額＋租税公課

※事業計画期間が 5 年を下回る場合は、按分した値

(例：事業計画期間が 3 年の場合は、5 分の 3＝4,140 万円)

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で10%増加
- ②促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で10%増加
- ③促進区域に所在する事業者の雇用者数が 4 %増加
- ④促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が12%増加

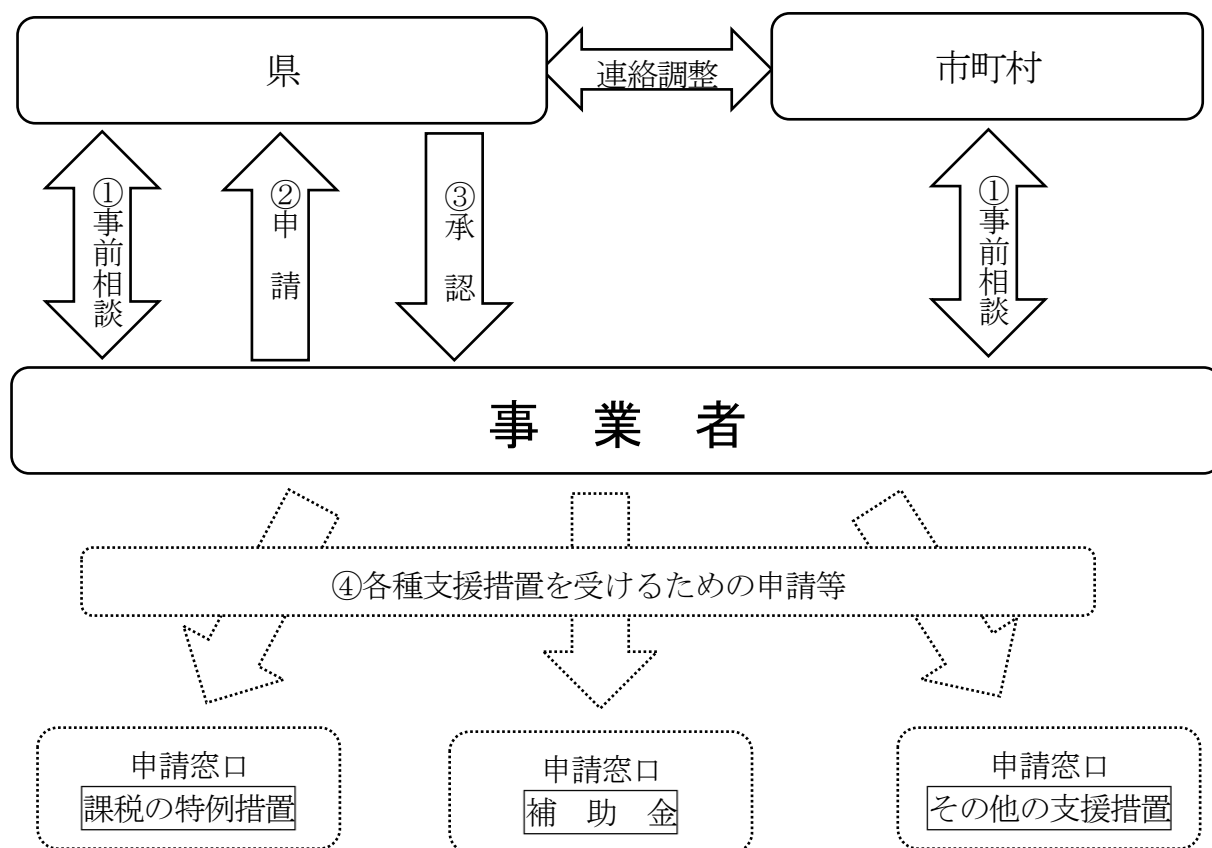
※事業計画期間が 5 年を下回る場合は、按分した値

(例：②を採用し、事業計画期間が 3 年の場合は、10%の 5 分の 3＝6 %)

3 地域経済牽引事業計画の作成・申請について

地域経済牽引事業計画の作成・申請に当たっては、事前に神奈川県または市町村の担当課にご相談ください。申請に必要な書類や記載方法等について、ご説明いたします。
(神奈川県及び市町村の担当課一覧は、23 ページをご覧ください。)

＜各種支援措置を受けるまでの流れ＞



※ 事業計画の承認は各種支援措置の実行を保証するものではありません。必ず、各種支援の申請窓口等へ確認を行い、申請手続等を行ってください。

<提出書類>

地域経済牽引事業計画の承認申請に当たっては、次の書類を用意してください。

1	承認申請書（※別表 1－1 を添付してください。）
2	定款
3	最近二期間の事業報告、貸借対照表及び損益計算書 （これらの書類がない場合は、最近 1 年間の事業内容の概要を記載した書類）
4	会社概要・パンフレット（製品・サービスが分かるもの）
5	（中小企業者の場合） 従業員数（承認申請時の常時使用する従業員の人数）の根拠資料 〔直近の確定申告書類（法人事業概況説明書）、給与所得の源泉徴収票、雇用保険の適用事業所台帳、従業員名簿等の事業者が作成する任意の書類等〕
6	（中小企業者において、直近決算時点から資本金の額に変更があった場合） 承認申請時の資本金の額がわかる資料（履歴事項全部証明書等）
7	（建物の新築等がある場合） 建物に関する資料〔図面（位置図、平面図、立面図）、工程表等〕
8	（設備投資がある場合） 設備に関する資料（カタログ、見積書等）
9	（官民連携型事業計画において、補助金等交付財産の財産処分の特例を活用する場合） 補助金等交付財産の名称等を記載した書類

※ 必要に応じてその他の書類の提出を求めることがあります。

承認申請書等の様式は、神奈川県ホームページからダウンロードできます。

(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sr4/chiikimirai/chiikimirai01.html>)

記載例

様式第1（第2条第1項関係）

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 に基づく地域経済牽引事業計画の承認申請書

令和〇年〇月〇日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

住 所 横浜市中区日本大通1番地1
名 称 株式会社〇〇製作所
代表者の氏名 代表取締役 神奈川 太郎

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、別紙1の計画について承認を受けたいので、別紙2と併せて申請します。

（備考）

- 1 地方公共団体の長（地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含むときは、主務大臣。）の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 3 地域経済牽引事業を行おうとする者が造船法第11条第1項の認定（同法第12条第1項の規定による変更の認定を含む。）又は地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第3項の認定（同法第22条の3第1項の規定による変更の認定を含む。）を受けた者である場合には、それぞれ、本申請書の記載事項のうち造船法第12条第2項に規定する認定事業基盤強化計画又は地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の3第3項第1号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画の記載事項と重複する部分の記入を要しないものとする。

(別紙 1)

地域経済牽引事業計画

I 必須記載事項

1 地域経済牽引事業の内容及び実施期間

(1) 地域経済牽引事業を行うに当たって活用する地域の特性及びその活用戦略

(同意基本計画の名称)

神奈川県基本計画（第2期）

(活用する地域の特性及びその活用戦略)

自動車、航空機部品、IT／エレクトロニクス等関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

基本計画の「地域の特性及びその活用戦略」①～⑨の中から該当するものを記載

(2) 地域経済牽引事業を行おうとする者に関する事項

[illegible]

(3) 地域経済牽引事業として行う事業の内容

(事業名)

電気自動車用〇〇製品生産拡大のための新工場建設と
〇〇の生産設備導入

地域経済牽引事業の内容が把握できる
事業名を記載

(関連する業種)

輸送用機械器具製造業

地域経済牽引事業と関連する業種を日本標準産業中分類で記載
(細分類ではありません)

(地域経済牽引事業の内容)

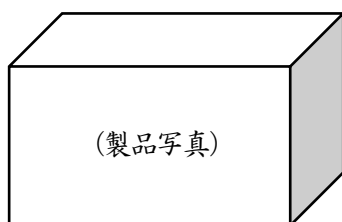
当該事業を計画した経緯や背景を記載

(会社概要、製品（サービス）、市場（顧客）動向・ニーズ、経営課題等)

(事業の実施背景（これまでの経緯）)

当社は、昭和〇〇年に創業し、自動車部品の製造、販売を主事業とした企業である。当社の強みは、独自の〇〇技術を活用した高精度の〇〇加工が行えることにあり、現在は、その技術を応用し、航空機分野など、幅広い産業分野に事業展開している。

主力製品は、電気自動車用〇〇製品で、国内の大手自動車メーカーの他、〇〇など海外の自動車メーカーでも取扱量が増えている。



製品の概要

- ・寸法 〇cm×〇cm×〇cm
- ・重さ 〇〇kg
- ・価格 〇〇万円
- ・その他 〇〇

近年の自動車業界は、各国の環境規制を受け、全世界的に電気自動車へ移行する動きが活発になっており、電気自動車の市場規模は、現在の〇〇兆円から〇〇年には〇〇兆円規模になると見込まれている。

この市場拡大に伴い、電気自動車用〇〇製品の需要も急増し、今後も引き続き需要増が見込まれているが、現工場での生産能力は既に限界が近づいており、生産能力の拡大が課題となっている。

また、電気自動車用〇〇製品は、燃費効率を向上するため、小型化を求める顧客ニーズが大きいですが、小型化を実現するためには〇〇という課題がある。

承認後、実施予定の地域経済牽引事業の内容について、図表等も用いて分かりやすく記載

- ・具体的な製品（サービス）の開発や売上増加等に関する考え方
- ・製品（サービス）の新規性や他社と比較した優位性（事業計画の売りとなる部分）
※自社の取組だけでなく、定量的なデータを用いて、他社と比べて異なる点を明確に記載
- ・活用する地域特性
- ・課題に対する解決方法

(今後の具体的な事業内容)

○新工場建設と設備導入

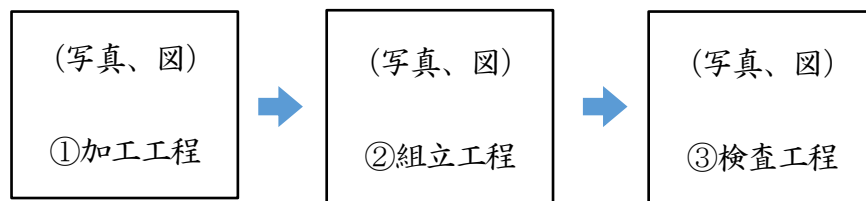
電気自動車用〇〇製品の生産能力拡大のため、新工場を増設するとともに、現工場で〇ラインが稼働している生産ラインについて、新工場で新たに〇ラインを追加することで、〇%の生産能力拡大を図る。

(新工場完成予想図)



新工場の概要

- ・敷地面積 ○○㎡ ・延床面積 ○○㎡
- ・地上○階、地下○階
- ・着工 ○年○月 ・竣工 ○年○月
- ・その他 ○○



- ① (加工工程の説明)
- ② (組立工程の説明)
- ③ (検査工程の説明)

○小型化した新製品の開発

小型化を実現するためには、○○という課題があるが、これを解決するため、組立工程において、自動○○ロボットを導入する。これにより、同業他社の製品に比べて○○%小型化した新製品を開発する。なお、自動○○ロボットについては、○○技術を得意とする株式会社○○工業と共同開発を行う。

○販路開拓等

小型化した新製品の販売開始時期は、○○年○月を予定しており、販路開拓については、既存顧客の他、毎年○○展示会への出展により、新規顧客の掘起しを行う。

人員増員は、工場新設時の1年目は○名、二年目以降は、各○名ずつの採用を予定している。また、人材育成については、毎年○月に従業員○○講座を行い、従業員の○○技術の習得を図る。

なお、地域特性の活用として、株式会社○○工業と自動○○ロボットの共同開発を行うほか、部品調達について、○○製作所や○○への発注、さらに、自動○○ロボットの評価試験を○○大学で行うなど、自動車関連産業の集積を活用して事業を実施する。

(活用を予定する支援措置)

地域未来投資促進税制

地域経済牽引事業の承認を受けた後に活用を予定する支援措置を全て記載(活用を検討中のものを含む。)

(その他)

上記事項以外に、審査に必要と思われる事項を記載
(国立公園その他環境上重要な地域を含む場合など)

(4) 地域経済牽引事業を行う主な実施場所

- ・地域経済牽引事業を行う実施場所を記載
- ・実施場所ごとに、当該事業のどの部分を行うか記載

※販路の拡大を行う場合など、促進区域外の場所を記載することも可能

横浜市中区日本大通1番地1 株式会社〇〇製作所（電気自動車用〇〇製品の製造、販売）

(5) 地域経済牽引事業の実施期間

(実施期間)

- ・地域経済牽引事業の実施期間は5年以内で、基本計画の終期（令和10年度（2028年度）末日）を超えて定めることが可能

2024年8月1日 ～ 2029年3月31日

(実施スケジュール)

事後的に事業の進捗管理を行うことができるよう、取組事項ごとに記載

取組事項	2025年3月期	2026年3月期	2027年3月期	2028年3月期	2029年3月期
	2024年4月～	2025年4月～	2026年4月～	2027年4月～	2028年4月～
①新工場建設	〇月着工	〇月竣工 〇月稼働開始			
②設備導入		〇月～〇月 設備導入			
③小型化した 新製品の開発		〇月～〇月 研究開発	〇月～〇月 耐久テスト	〇月完成 〇月発売開始	
④販路開拓				販売拡大 〇月〇〇展示 会出展	販売拡大 〇月〇〇展示 会出展
⑤人員増員、 人材育成		〇月〇人採用 〇月従業員〇 〇講座	〇月〇人採用 〇月従業員〇 〇講座	〇月〇人採用 〇月従業員〇 〇講座	

2 地域経済牽引事業に必要な資金の額及びその調達方法

事業者ごとに別表1-1に記載

事業者ごとに必要な額とその調達方法がわかるよう記載

3 地域経済牽引事業の実施による経済的効果

(1) 付加価値創出額

(見込み)

地域経済牽引事業計画の実施期間を通じた当該事業の実施によって創出する予定の付加価値額を記載（会社全体ではなく、当該事業分のみで算出）

※当該事業による付加価値増加額が最終年度において6,900万円を上回ることが必要（事業計画期間が5年を下回る場合は、按分した値）

162,000 千円

(算定根拠)

共同事業者がいる場合は、「事業全体」及び「事業者別」に記載

(単位：千円)

区分	事業開始前	事業開始後				
	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期	2027年3月期	2028年3月期	2029年3月期
	2023年4月～	2024年4月～	2025年4月～	2026年4月～	2027年4月～	2028年4月～
①売上高	1,000,000	1,050,000	1,120,000	1,150,000	1,180,000	1,200,000
費用総額	②売上原価	700,000	710,000	725,000	730,000	740,000
	③販売費及び一般管理費	200,000	210,000	225,000	230,000	240,000
	④計 (②+③)	900,000	920,000	950,000	960,000	980,000
⑤給与総額	500,000	520,000	525,000	530,000	532,000	534,000
⑥租税公課	10,000	13,000	14,000	15,000	16,000	18,000
⑦付加価値額 (①-④+⑤+⑥)	610,000	663,000	709,000	735,000	758,000	772,000

【付加価値創出額（見込み）】 事業計画最終年度の付加価値額－事業開始前年度の付加価値額

(用語の解説)

- ・費用総額＝売上原価＋販売費及び一般管理費
- ・売上原価…売上高に対応する商品仕入原価、製造原価、完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費（売上原価に含まれるもの）の総額
- ・給与総額…役員（非常勤を含む。）及び従業者（臨時雇用者を含む。）に対する給与（所得税・保険料等控除前の役員報酬、給与、労務費、賞与、手当、賃金等）の総額。別経営の事業所に出向又は派遣している従業者に支給している給与を含む。
- ・租税公課…営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額。収入課税の事業税（電気業、ガス業、保険業）及び税込経理の方法を採っている場合の納付すべき消費税を含む。法人税、住民税、所得課税の事業税は含めない。

(2) 経済的効果

(見込み)

- ・①取引額 10%増加、②売上高 10%増加、③雇用者数 4%増加、④給与等支給額 12%増加のいずれかを満たす見込みであることがわかるよう、地域経済牽引事業による相当の経済的効果の見込みを記載
- ・共同事業者がいる場合は、「事業全体」及び「事業者別」に記載

売上高 14.2%増加

(単位：千円)

区分	事業開始前	事業開始後				
	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期	2027年3月期	2028年3月期	2029年3月期
	2023年4月～	2024年4月～	2025年4月～	2026年4月～	2027年4月～	2028年4月～
売上高	1,000,000	1,050,000	1,120,000	1,150,000	1,180,000	1,200,000

【経済的効果（見込み）※売上高の場合】

(事業計画最終年度の売上高－事業開始前年度の売上高) / 事業開始前年度の売上高 × 100

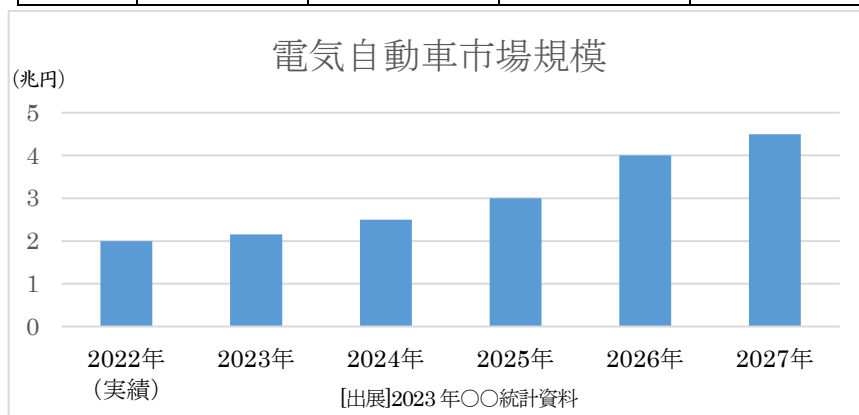
(算定根拠)

上記の見込みが一定の合理性を有することを説明する根拠を記載
(過去の実績、市場の成長性、製品の価格と数量の見込み、製品の競争力、具体的な販路(引き合い) など)

○ 販売計画

(単位: 千円)

地域	事業開始前	事業開始後				
	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期	2027年3月期	2028年3月期	2029年3月期
日本	500,000	500,000	550,000	570,000	570,000	590,000
アジア	180,000	200,000	220,000	230,000	230,000	230,000
欧米	270,000	300,000	300,000	300,000	330,000	330,000
その他	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
合計	1,000,000	1,050,000	1,120,000	1,150,000	1,180,000	1,200,000



2023 年〇〇統計資料によると、電気自動車の市場規模は、現在の〇〇兆円から〇〇年には〇〇兆円まで、〇%の成長が見込まれている。

また、小型化した新製品は、同業他社の製品に比べて〇〇%の小型化を図ることで、高い競争力が見込まれる。

さらに、既に〇〇社や〇〇社などから引き合いがあり、1社あたり〇〇円の売上が見込まれることから、上記計画を達成することは可能である。

(注) 地方公共団体が基本計画で定める地域経済牽引事業の経済的効果(取引額又は売上、雇用者数、給与支払額のいずれか)を達成する見込みであることを記載すること。

Ⅱ 任意記載事項

「Ⅱ 任意記載事項」は、特例を活用する場合のみ記載
(活用しない場合は、記載不要)

1 地域経済牽引事業の用に供する施設に関する事項

別表1-2に記載

市町村が土地利用調整計画を作成した土地である場合、
別紙1-2に記載

2 地域経済牽引事業の用に供する施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積

別表1-2に記載

市町村が土地利用調整計画を作成した土地である場合、
別紙1-2に記載

3 特定事業者が法第19条第3項、第28条又は第29条に定められた事業承継等に関する特例を受ける場合の事項

(1) 承継等特定事業者及び被承継等特定事業者の名称

(承継等特定事業者名称)

〇〇株式会社

事業承継等に関する特例を利用しようとする場合、事業承継等により事業を譲り受ける特定事業者の名称を記載

(被承継等特定事業者の名称)

株式会社△△

事業承継等に関する特例を利用しようとする場合、事業承継等により事業を譲り渡す特定事業者の名称を記載

(2) 事業承継等の内容及び実施時期

(事業承継等の内容)

①吸収合併

事業承継等の内容を下記の①～⑨から選択して記載

①吸収合併、②新設合併、③吸収分割、④新設分割、⑤株式交換、
⑥株式移転、⑦事業又は資産の譲受け、⑧株式又は持分の取得、
⑨事業協同組合、企業組合又は協業組合の設立

(実施時期)

令和〇年〇月

事業承継を行う予定の時期を記載

(3) 法第19条第3項に定められた中小企業信用保険法の特例を受ける場合は、直前の事業年度における以下の事項

① 純資産の額が零を超えること

純資産合計額＝134,500 千円 > 0

承認申請直前の事業年度の決算における貸借対照表の「純資産合計額」を記載

② EBITDA 有利子負債倍率が10倍以内であること

EBITDA 有利子負債倍率＝4.9 倍 ≤ 10

承認申請直前の事業年度の決算における貸借対照表、損益計算書から金額を記載

[計算式] (借入金・社債－現預金) ÷ (営業利益＋減価償却費)

借入金・社債 (139,800 千円) — 現預金 (25,000 千円)

営業利益 (20,000 千円) + 減価償却費 (3,200 千円)

4 一般社団法人が法第23条第1項又は第2項に定められた商標法の特例を受ける場合の事項

(1) 一般社団法人の名称及び所在地

一般社団法人〇〇振興協会

〇〇市〇〇町〇〇

一般社団法人を地域団体商標の登録主体とする特例を受けようとする場合、一般社団法人の名称及び所在地を記載

(2) 一般社団法人の構成員たる資格に関する定款の定め

〇〇に入会するためには〇〇〇〇 (一般社団法人の実際の定款の該当部分)

一般社団法人の構成員たる資格に関する定款の定めを記載

(3) 法第23条第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする商標に係る商品又は役務

●● (地域の名称) 産の〇〇 (商品名)

地域団体商標の地域の名称と商品 (役務) との関係を記載

5 補助金等交付財産の活用に関する事項

〇〇公設試が保有する〇〇測定装置（令和〇〇年〇〇省〇〇補助金第〇〇号）

官民連携型事業計画において、補助金等交付財産の財産処分を簡素化する特例を活用しようとする場合、補助金等交付財産、補助金等交付省庁、補助金等の番号を記載

6 法第25条に定められた課税の特例に係る主務大臣の確認を受けようとする場合には、地域経済牽引事業の用に供する施設又は設備に関する事項

課税の特例を活用しようとする場合、課税の特例の対象とする施設又は設備の概要を記載

種類	資産の内容	数量	予定単価	取得予定価格 (数量×予定単価)	取得予定時期
建物及びその 附属設備	〇〇加工工場 ・2024年〇月着工 ・横浜市〇区〇3番地3	1棟	〇〇円	〇〇円	2025年〇月
建物及びその 附属設備	〇〇設備	1式	〇〇円	〇〇円	2025年〇月
構築物	〇〇塔	1式	〇〇円	〇〇円	2025年〇月
機械及び装置	〇〇加工機	3台	〇〇円	〇〇円	2025年〇月
機械及び装置	〇〇溶接機	2台	〇〇円	〇〇円	2025年〇月
器具及び備品	〇〇測定器	1台	〇〇円	〇〇円	2025年〇月
合計				〇〇〇円	

(別紙2)

地域経済牽引事業計画の公表

可	不可
○	

(注) 地域経済牽引事業計画が承認された場合、事業者の名称、住所、法人番号、事業名、地域経済牽引事業計画の承認日及び地域経済牽引事業計画を承認した者の名称を経済産業省のホームページにおいて公表することについて、可又は不可のいずれかに○を付けること。

別表 1－1 地域経済牽引事業に必要な資金の額及びその調達方法

事業者名：

(単位：千円)

年度	調達先 費用	借入金	自己資金	その他 ※ 1	合計	備考 ※ 2
2025年 3 月期	土 地				0	
	建 物				0	
	機 械 装 置				0	
	運 転 資 金		200,000		200,000	
	そ の 他				0	
	小 計	0	200,000	0	200,000	
2026年 3 月期	土 地				0	
	建 物	200,000	800,000		1,000,000	
	機 械 装 置		100,000	10,000	110,000	※その他は、ものづくり補助金
	運 転 資 金		300,000		300,000	
	そ の 他				0	
	小 計	200,000	1,200,000	10,000	1,410,000	
2027年 3 月期	土 地				0	
	建 物				0	
	機 械 装 置				0	
	運 転 資 金		200,000		200,000	
	そ の 他				0	
	小 計	0	200,000	0	200,000	
2028年 3 月期	土 地				0	
	建 物				0	
	機 械 装 置				0	
	運 転 資 金		100,000		100,000	
	そ の 他				0	
	小 計	0	100,000	0	100,000	
2029年 3 月期	土 地				0	
	建 物				0	
	機 械 装 置				0	
	運 転 資 金		100,000		100,000	
	そ の 他				0	
	小 計	0	100,000	0	100,000	
合 計	土 地	0	0	0	0	
	建 物	200,000	800,000	0	1,000,000	
	機 械 装 置	0	100,000	10,000	110,000	
	運 転 資 金	0	900,000	0	900,000	
	そ の 他	0	0	0	0	
	小 計	200,000	1,800,000	10,000	2,010,000	

※ 1 都道府県及び市町村等からの補助については、「その他」の欄に記載すること。

※ 2 株式会社日本政策金融公庫による融資制度等の利用を希望する場合は、その旨を備考欄に記載すること。

また、金融機関から融資を受ける場合で、信用保証協会の制度の利用を希望するときは、その旨を備考欄に記載すること。

別表 1－2 地域経済牽引事業の用に供する施設に関する事項、地域経済牽引事業の用に供する施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積

施設の概要	土地の所在	地番	地目		面積	備	考
			登記簿	現況			
〇〇の製造工場	横浜市〇〇	〇〇	宅地	宅地	10,000㎡		
市町村が土地利用調整計画を作成した場合のみ作成							

※「土地の所在」には、所在地のほか、申請に係る土地が、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域又は都市計画法に規定する市街化調整区域に含まれているかを記載すること。

4 支援措置の内容

地域経済牽引事業計画について、県の承認を受けた場合、地域未来投資促進法に基づく支援を受けることが可能となります。

＜地域未来投資促進法に基づく主な支援＞

- 工場立地法の緑地規制制度の緩和（第9条、第10条）
- みなし特定事業者の特例（第15条）
- 農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る措置（第18条）
- 中小企業者及び食品製造業者等に対する特例（第19条～第21条）
- 日本政策金融公庫法の特例（第22条）
- 地域団体商標の主体要件の緩和（第23条）
- 地域団体商標に係る登録料等の減免（第24条）
- 課税の特例措置（第25条）
- 関連する施策との連携（第36条）
 - ・ 地方創生推進交付金事業
 - ・ 地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者に対する補助金審査上の加点措置等

詳しくは、経済産業省のホームページをご覧ください。以下の問合せ先にご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html

【問合せ先】

（制度全般について） 関東経済産業局地域経済部地域振興課、TEL048-600-0272

（事業計画申請と承認について） 神奈川県産業労働局産業振興課、TEL045-210-5639

＜主な支援措置の説明＞

- | | |
|-----------------------|----------|
| ■ 課税の特例措置（地域未来投資促進税制） | ☞ 19 ページ |
| ■ 補助金審査上の優遇措置等 | ☞ 21 ページ |
| ■ 日本政策金融公庫による融資制度 | ☞ 22 ページ |

■課税の特例措置（地域未来投資促進税制）

地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者が、承認された事業計画に基づいて設備投資を行う場合に、事業の先進性を有する等の要件について国の確認を受けると、設備投資に関する減税措置を受けることができます。

【特例措置の内容】

対象資産	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	取得価額×35%	取得価額×4%
上乗せ要件（A①・A②・A③）	取得価額×50%	取得価額×5%
上乗せ要件（B）	取得価額×50%	取得価額×6%
建物・附属設備・構築物	取得価額×20%	取得価額×2%

※ 対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は80億円が限度です。

※ 税額控除は、その事業年度の法人税額等の20%相当額が限度となります。

※ 対象資産を貸付けの用に供する場合や中古の対象資産の取得は、本税制措置の対象とはなりません。

※ 地域経済牽引事業計画の承認後であっても、主務大臣の確認前に対象設備を取得等した場合には、本税制措置の対象とはなりません。

詳細については下記の経済産業省および国税庁ホームページを御確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/zeiseishien.html

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5436.htm>

【課税特例の要件】 次の要件①から要件⑥の全てを満たすこと

- ① 先進性評価委員会により、先進性を有すると認められること
- ② 労働生産性の伸び率4%以上、もしくは、投資収益率5%以上
- ③ 設備投資額が1億円以上であること
- ④ 設備投資額が前年度減価償却費の25%以上であること（※1）
- ⑤ 対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと
- ⑥ 旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率4%以上、かつ、投資収益率5%以上であること

（※1）対象事業者が連結会社の場合には同一の連結の範囲に含まれる他の全ての会社の減価償却費を合算すること。

【上乗せ要件】

- A①類型： 要件①～⑧を満たすこと
 A②類型： 要件①～⑦と要件⑨を満たすこと
 A③類型： 要件①～⑦と要件⑩を満たすこと
 B類型： 要件①～⑩を満たすこと

- ⑦ 労働生産性の伸び率5%以上、かつ、投資収益率5%以上（※未来法第2条第3項に規定する中小企業者は、労働生産性の伸び率4%以上、かつ、投資収益率5%以上）

- ⑧ 直近事業年度の付加価値額増加率が８％以上、かつ、承認地域経済牽引事業で１億円以上の付加価値額を創出すること（※計画承認日が平成３１年４月１日以降であること）
- ⑨ 直近２事業年度の平均付加価値額５０億円以上、かつ、３億円以上の付加価値額を創出すること（※計画承認日が令和５年４月１日以降であること）
- ⑩ 経営力の認定を受けた、産業競争力強化法第３４条の２第１項に規定する特定中堅企業であって、「パートナーシップ構築宣言」の登録を行っており、かつ、設備投資額１０億円以上であること（※計画承認日が令和６年９月２日以降であること）
- ⑪ 地域経済の成長、発展に特に資する業種に該当する事業であって、設備投資額が１０億円以上、かつ、承認地域経済牽引事業で１億円以上の付加価値額を創出すること（※計画承認日が令和７年４月１日以降であること）

【問合せ先】

関東経済産業局地域経済部地域振興課、TEL048-600-0272

■補助金審査上の優遇措置等

地域経済牽引事業計画について、県の承認を受けた事業者は、補助金審査での考慮や加点などの優遇措置があります。優遇措置がある主な補助金は次のとおりです。

補助事業の内容や要件、募集時期等については、以下の問合せ先かホームページでご確認ください。

予算事業名	概要／担当部署・URL	優遇措置
中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金 (中堅・中小成長投資補助金)	中堅・中小企業が、持続的な賃上げを目的として、足元の人手不足に対応した省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助。 経済産業政策局地域経済産業政策課 https://seichotoushi-hojo.jp/information/index.html?date=info-20250227	加点
「新輸出大国コンソーシアム」専門家による海外展開支援 (パートナーによるハンズオン支援)	「新輸出大国コンソーシアム」の趣旨に基づき、海外展開計画策定から海外販路開拓、海外拠点の立ち上げなどを専門家が「伴走型（ハンズオン）」で支援。 通商政策局貿易振興課 https://www.jetro.go.jp/consortium/apply/partner.html	加点
サービス等生産性向上 IT 導入支援事業 (IT 導入補助金)	中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX、サイバーセキュリティ対策等のための IT ツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援。 中小企業庁経営支援部経営支援課 https://it-shien.smrj.go.jp/	加点
中小企業省力化補助金 (一般型)	人手不足に悩む中小企業等に対して個別の現場や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を支援。 中小企業庁経営支援部イノベーションチーム https://shoryokuka.smrj.go.jp/ippan/	審査上の考慮
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業 (ものづくり補助金)	中小企業者等の生産性向上や持続的な賃上げに向けた、革新的な新製品・新サービスの開発や海外需要開拓に必要な設備投資等を支援。 中小企業庁経営支援部イノベーションチーム https://portal.monodukuri-hojo.jp/	審査上の考慮
中小企業等事業再構築促進事業	本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売上の回復が期待し難い中、ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために新市場進出（新分野展開、業態転換）、事業・業種転換、事業再編、国内回帰・地域サプライチェーン維持・強靱化又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援することで、日本経済の構造転換を促すことを目的とします。 中小企業庁経営支援部イノベーションチーム https://jigyousaikouchiku.go.jp/	加点
省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金	先進的な省エネ設備や、工場・事業場に合わせた特注品、電化や脱炭素目的の燃転を伴う設備等の更新費用の一部を支援する補助金。 資源エネルギー庁省エネルギー課 https://syouenehojyokin.sii.or.jp/	加点
災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金	災害時にも対応可能な停電対応型の天然ガス利用設備の導入等を行う事業者に補助することで、災害時の強靱性の向上及び平時からの環境対策を図ることを目的とする。 資源エネルギー庁ガス市場整備室 https://www.gasproc.or.jp/current/subsidylist/r6_2/	加点
IP ランドスケープ支援事業	経営層を交えた対話・専門家による分析・調査結果を活用した議論を通して経営や事業の課題に対する解決策の提案を支援 独立行政法人工業所有権情報・研修館 (INPIT) https://www.inpit.go.jp/katsuyo/ipl/index.html	加点

■日本政策金融公庫による融資制度

地域経済牽引事業の承認を受けた事業者が、地域経済牽引事業のために必要となる設備資金及び運転資金について、日本政策金融公庫から長期かつ固定金利で融資を受けることが可能となります。（※融資を受けるためには、別途審査が必要です。詳しくは、問合せ先に確認してください。）

<貸付対象等（中小企業事業）>

貸付対象	特定事業者	
資金使途	設備資金・長期運転資金 (災害等の発生時に地域経済牽引事業を継続するために必要な資金を含む。)	
貸付期間	設備資金	20 年以内（うち据置期間 2 年以内）
	長期運転資金	7 年以内（うち据置期間 2 年以内）
貸付限度	7.2 億円	
貸付利率	設備資金	基準利率から 2.7 億円を限度として最大 0.9%引下げ(※)
	長期運転資金	基準利率

(※) 以下のいずれかの条件を満たす場合には、0.9%の引下げとなります。

①新規開業して7年以内であるもの、②困難な経営状況にあるもの、③公庫と民間金融機関が連携支援を図るもの

なお、複数事業者が共同で承認事業を行う場合は、単独で法律上の承認基準を満たし、かつ、上記のいずれかの条件を満たす必要があります。

【問合せ先】

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル、Tel0120-154-505

5 神奈川県及び市町村の担当課一覧

県		所属	電話番号
神奈川県		産業労働局産業部産業振興課	045-210-5636
市町村		所属	電話番号
1	横浜市	経済局総務部企画調整課	045-671-2566
		経済局ビジネスイノベーション部 企業投資促進課	045-671-2594
2	川崎市	経済労働局経営支援部経営支援課	044-200-2333
3	相模原市	環境経済局経済部地域経済政策課	042-707-7542
4	横須賀市	経済部企業誘致・工業振興課	046-822-8290
5	平塚市	産業振興部産業振興課	0463-21-9758
6	鎌倉市	市民防災部商工課	0467-23-3000 (内) 2355
7	藤沢市	経済部産業労働課	0466-50-3530
8	小田原市	経済部産業政策課	0465-33-1555
9	茅ヶ崎市	経済部産業観光課	0467-81-7144
10	逗子市	市民協働部経済観光課	046-872-8120
11	三浦市	市長室	046-882-1111 (内) 441
12	秦野市	環境産業部産業振興課	0463-82-9646
13	厚木市	産業文化スポーツ部産業振興課	046-225-2831
14	大和市	市民経済・にぎわい創出部産業活性課	046-260-5135
15	伊勢原市	経済環境部商工観光課	0463-94-4732
16	海老名市	経済環境部商工課	046-235-4843
17	座間市	地域づくり部産業振興課	046-252-7604
18	南足柄市	環境経済部商工観光課	0465-73-8030
19	綾瀬市	産業振興部商工振興課	0467-70-5661
20	葉山町	都市経済部産業振興課	046-876-1111 (内) 373
21	寒川町	環境経済部産業振興課	0467-74-1111 (内) 762
22	大磯町	産業環境部産業観光課	0463-61-5719
23	二宮町	都市部産業振興課	0463-71-5914
24	中井町	まち整備課	0465-81-3901
25	大井町	企画財政課	0465-85-5003
26	松田町	政策推進課定住少子化担当室	0465-84-5541
27	山北町	商工観光課	0465-75-3646
28	開成町	産業振興課	0465-84-0317
29	箱根町	企画観光部観光課	0460-85-7410
30	真鶴町	産業観光課	0465-68-1131 (内) 332
31	湯河原町	観光課	0465-63-2111
32	愛川町	環境経済部商工観光課	046-285-2111 (内) 3524
33	清川村	村づくり観光課	046-288-3864 (内) 146